

仙台市公園照明灯LED化事業に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

(令和4年5月19日市長決裁)

(設置)

第1条 仙台市公園照明灯LED化事業に係る業務（以下「本業務」という。）の委託契約において、事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その選定を適正に行うため、仙台市公園照明灯LED化事業に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議を行う。

- (1) 参加表明書及び提案書類の評価基準を定めること
- (2) 提案書類の評価を行うこと
- (3) 事業者の選定に関すること
- (4) その他本業務の実施に係る必要な事項に関すること

(組織及び委員)

第3条 選定委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 選定委員会の委員のうち4人は、次に掲げる本市の職員をもって充て、その他の委員は、財務に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 建設局百年の杜推進部長
- (2) 都市整備局公共建築住宅部設備課長
- (3) 建設局百年の杜推進部公園管理課長
- (4) 青葉区役所建設部公園課長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から事業者の選定が終了した日までとする。

(委員長)

第5条 選定委員会に委員長を置き、建設局百年の杜推進部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、建設局百年の杜推進部公園管理課長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、選定委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の委員のうち選定委員会で審議すべき事項に利害関係を有するものは、その事

項に関する審議に参加することができない。

- 4 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、選定委員会の会議を開くいとまがないと認めるときは、持ち回りで決議することにより、前項の規定による議決に代えることができる。
- 6 選定委員会の会議は非公開とする。ただし、選定委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(資料の提出等の要求)

第7条 選定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、建設局百年の杜推進部公園管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月19日から実施する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、事業者の選定が終了した日限り、その効力を失う。